

## 青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例

### (設置)

第1条 青梅市情報公開条例（平成30年条例第31号。以下「情報公開条例」という。）にもとづく情報公開制度ならびに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および青梅市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第4号）にもとづく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進し、ならびに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）にもとづく特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、青梅市長（以下「市長」という。）の附属機関として、青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 市長が諮問する情報公開制度の運営に関する重要事項および市長または青梅市議会議長（以下「議長」という。）が諮問する個人情報保護制度の運営に関する重要事項
- (2) 情報公開条例もしくは青梅市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第7号）の規定により実施機関が意見を聴くこととされた事項または青梅市議会の個人情報の保護に関する条例の規定により議長が意見を聴くこととされた事項
- (3) 番号利用法第28条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項

2 審議会は、情報公開制度および個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、市長または議長に意見を述べることができる。

### (組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員8人をもって組織する。

- (1) 市民 4人
- (2) 知識経験者 4人

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長および副会長)

第5条 審議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、市長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係機関の職員その他関係者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、もしくは資料の提出を受け、または必要な調査をすることができる。

(守秘義務)

第8条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(罰則)

第9条 前条の規定に違反した者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年3月10日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第3条第1号(中略)の規定にもとづき委嘱された委員(中略)で、この条例の施行の日の前日に現に委員である者の任期の満了日は、改正前の青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第4条(中略)の規定にもとづき当該委嘱時に決定した任期の満了日にかかわらず、平成15年3月31日とする。

付 則 (平成27年3月27日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成28年3月31日条例第15号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成30年10月12日条例第33号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月31日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

- 11 前項の規定による改正前の青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定にもとづき青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会が処理することとされた調査審議および答申は、なお従前の例による。